

国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学基金規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則                      (事務)                      第13条 委員会の事務は、<u>基金を運営する部局等</u>の協力を得て、<u>総務部総務課</u>広報・基金室において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、<u>関係部署</u>の協力を得て、<u>総務部総務課</u>広報・<u>基金室及び担当部局等</u>において処理する。</p>	<p>本則                      (事務)                      第13条 委員会の事務は、<u>関係部署</u>の協力を得て、<u>総務部総務課</u>広報・基金室において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、<u>関係部署</u>の協力を得て、<u>総務部総務課</u>広報・基金室において処理する。</p>

附 則 (規程第53号)

この規程は、平成26年11月17日から施行する。